

告 示

埼玉県告示第四百六十二号

埼玉県環境影響評価条例施行規則（平成七年埼玉県規則第九十八号）第十六条第一項の規定により、令和五年埼玉県告示第三百六十五号（所沢都市計画事業（仮称）三ヶ島工業団地周辺土地区画整理事業に係る環境影響評価公聴会）により公告した次の公聴会の開催を中止する。

令和五年四月十四日

埼玉県知事 大野 元裕

一 件名

所沢都市計画事業（仮称）三ヶ島工業団地周辺土地区画整理事業に係る環境影響評価公聴会

二 日時及び場所

- ア 令和五年四月二十七日（木）十三時から十五時まで
狭山市役所二階二〇三会議室
- イ 令和五年四月二十七日（木）十六時から十八時まで
瑞穂町元狭山コミュニティセンターホールA・B
- ウ 令和五年四月二十八日（金）十三時から十五時まで
所沢市こどもと福祉の未来館 ボランティア活動室一号・二号
- エ 令和五年四月二十八日（金）十六時から十八時まで
入間市役所 第四委員会室

三 都市計画決定権者の名称

所沢市

四 中止の理由

公述の申出がなかったため